

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～8 [略]	附 則 1～8 [略] <u>9 平成25年7月から平成26年3月までの間における職員の給料月額</u> は、第4条及び第5条、改正給与規則附則第5項並びに技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成22年岩手県規則第57号。以下「平成22年改正給与規則」という。）附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に100分の4.4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第6条に規定する手当の額の算出の基礎となる額については第4条及び第5条、改正給与規則附則第5項並びに平成22年改正給与規則附則第5項から第7項までの規定に基づき定められる額とし、第9条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第4条及び第5条（第9条第2項の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第26項ただし書の規定が適用される職員にあっては、第4条及び第5条、改正給与規則附則第5項並びに平成22年改正給与規則附則第5項から第7項まで）の規定に基づき定められる額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。